

所長指示第46号
平成26年6月24日

名古屋拘置所長 鳥羽常雄

被収容者の遺留物の取扱いについて

標記については、平成26年3月14日付け達示第2号「被収容者の物品の保管等について」（以下「達示」という。）に基づき実施しているところ、同事務手続等について下記のとおり定めるので、遗漏のないよう留意されたい。

記

1 遺留物引渡しの申請

遺留物の引渡しの申請は、別紙1の遺留物引渡し申請書（以下「申請書」という。）をもって行うものとする。

2 死亡した被収容者の遺留物

- (1) 保管私物である遺留品については、遺留物（品）書留簿の遺留物（品）合計欄の下部に「保管私物○点」と記載しておくものとする。
- (2) 死亡者の遺留物の引渡しに際しては、遺族等に対し、遺留物（品）書留簿（領置物品管理システムによる様式）、遺留金書留簿（昭和24年1月1日経甲第1038号訓令「刑務所、少年刑務所及び拘置所会計事務章程」第36号書式）及び報奨金相当額書留簿（平成18年10月3日付け法務省矯成第5823号矯正局成人矯正課長通知「受刑者が死亡した場合における作業報奨金計算額の取扱いについて」別紙様式）に基づき、遺留物を交付して、その確認を求め、遺留品については遺留物（品）書留簿に受領の署名及び受領印を徴し、遺留金については遺留金受領書（別紙2）に署名及び受領印を徴し、歳入歳出外現金出納官吏の計算書の証拠書類とし、作業報奨金相当額については作業報奨金相当額受領書（別紙3）に署名及び受領印を徴し、資金前渡官吏の計算書の証拠書類とするものとする。

- (3) 宅配便又は郵送による引渡しの求めがあった場合には、別紙1の申請

書を郵送して申請の受付けを行い、引渡しの相手方の審査終了後、遺留物とともに遺留金受領書（別紙2）、作業報奨金相当額受領書（別紙3）、遺留品受領書（別紙4）及び遺留品の物品一覧表を送付し、各受領書の返戻を求めるものとする。

- (4) 上記（3）の送付に要する費用については、原則として着払いとし、事前に引渡しの相手方の同意を得るものとする。ただし、遺留金及び作業報奨金相当額の送付は、現金書留により行い、これに要する費用は、遺留金又は作業報奨金相当額から差し引くものとし、事前に引渡しの相手方の同意を得るものとする。
- (5) 公告は、別紙5によるものとする。

3 遺留品の処分等

達示に定める廃棄及び国庫に帰属した遺留物の処分は、次のとおりとする。

- (1) 遺留金は、遺留金書留簿により決裁を受けた上、国庫金として歳入に受け入れる。
- (2) 作業報奨金相当額は、被収容者が死亡した日から起算して5年を経過した時点で、報奨金相当額書留簿により決裁を受け、作業報奨金計算額を消滅させる。
- (3) 遺留品のうち、売払又は換価が可能な遺留品は、売払又は換価してその代金を国庫金として歳入に受け入れ、売払又は換価できない物品は、遺留物（品）書留簿により決裁を受けた上、廃棄する。

別紙 1

遺留物引渡し申請書

平成 年 月 日

名古屋拘置所所長 殿

(住 所)

(氏 名)

(続 柄)

平成 年 月 日に死亡（釈放）した の遺留物
の引渡しを申請します。

機密性 2 情報 完全性 1 情報 可用性 1

別紙 2

遺留金受領書

平成 年 月 日

名古屋拘置所歳入歳出外現金出納官吏 殿

(住 所)

(氏 名)

印

(続 柄)

一金 円也

平成 年 月 日に死亡（釈放）した の遺留金
として、上記金額を領収しました。

別紙 3

作業報奨金相当額受領書

平成 年 月 日

名古屋拘置所資金前渡官吏 殿

(住 所)

(氏 名)

印

(続 柄)

一金 円也

平成 年 月 日に死亡（釈放）した の作業報
奨金相当額として、上記金額を領収しました。

機密性 2 情報 完全性 1 情報 可用性 1

別紙 4

遺留品受領書

平成 年 月 日

名古屋拘置所物品管理官 殿

(住 所)

(氏 名)

印

(続 柄)

平成 年 月 日に死亡（釈放）した の遺留品
を受領しました。

別紙 5

名 拘 公 第 号
平成 年 月 日

名 古 屋 拘 置 所 長

遺留物の引取りについて

平成 年 月 日死亡した被収容者の遺留物について、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第 55 条第 2 項に基づき、引取りを求めるので、お心当たりのある方は、当所まで連絡ください。

連絡先 名古屋拘置所（会計課） 052-951-8586

別紙 1

遺留物引渡し申請書

平成 年 月 日

名古屋拘置所所長 殿

(住 所)

(氏 名)

(続 柄)

平成 年 月 日に死亡（釈放）した の遺留物
の引渡しを申請します。

別紙様式につきまして、
同一ものが2部ございますが、
本頁以降が被収容者交付用となります。
※行政文書としてもこの形で保存されています。

別紙 2

遺留金受領書

平成 年 月 日

名古屋拘置所歳入歳出外現金出納官吏 殿

(住 所)

(氏 名)

印

(続 柄)

一金 円也

平成 年 月 日に死亡（釈放）した の遺留金
として、上記金額を領収しました。

機密性 2 情報 完全性 1 情報 可用性 1 情報

機密性 2 情報 完全性 1 情報 可用性 1

別紙 3

作業報奨金相当額受領書

平成 年 月 日

名古屋拘置所資金前渡官吏 殿

(住 所)

(氏 名)

印

(続 柄)

一金 円也

平成 年 月 日に死亡（釈放）した の作業報
奨金相当額として、上記金額を領収しました。

別紙 4

遺留品受領書

平成 年 月 日

名古屋拘置所物品管理官 殿

(住 所)

(氏 名)

印

(続 柄)

平成 年 月 日に死亡（釈放）した の遺留品
を受領しました。

機密性 2 情報 完全性 1 情報 可用性 1 情報

機密性 2 情報 完全性 1 情報 可用性 1

別紙 5

名 拘 公 第 号
平成 年 月 日

名 古 屋 拘 置 所 長

遺留物の引取りについて

平成 年 月 日 死亡した被収容者の遺留物について、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第 55 条第 2 項に基づき、引取りを求めるので、お心当たりのある方は、当所まで連絡ください。

連絡先 名古屋拘置所（会計課） 052-951-8586